

# 起案用紙

(供覧)



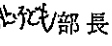
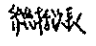









年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	01	15	04	0920	1永 <sup>10</sup> 10.5.3.1

起案	平成 26年 9月 18日	文書番号	大東 保育 第 号
決裁	平成 26年 9月 18日	発信者名	
施行 (発送)	平成 年 月 日	あて先	

件名

北条西小学校跡地活用事業建築工事の施行について

(伺い)

市長 	副市長 		決裁区分 ○市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
福祉部長 	総務課長 	保育課長 	上席主査 
(合議) 政策推進部長 	総務課長 	企画課長 	上席主査 
衛生部長 	総務課長 	建築管理課長 	

起案者  
芦田雄一  
(内線 3348)

標記について、下記により別添設計書のとおり施行してよろしいか。

記

1. 工事名 北条西小学校跡地活用事業建築工事
2. 工事場所 大東市北条1丁目地内
3. 施行方法 請負

4. 工 期 契約締結の日から平成 27 年 11 月 30 日まで

5. 施行理由 別紙のとおり

6. 設計金額 金 922,320,000 円

・工事費 金 854,000,000 円

・消費税 金 68,320,000 円

7. 予算措置について

●平成26年度予算 922,320,000円×0.4

= 368,928,000円

・工事費 金 341,600,000円

・消費税 金 27,328,000円

●平成27年度予算(債務負担済) 922,320,000円×0.6

= 553,392,000円

・工事費 金 512,400,000円

・消費税 金 40,992,000円

8. 監督員 建築営繕課 谷郷 英一

### <北条西小学校跡地活用事業建築工事 施行理由>

北条西小学校跡地については、「大東市学校統合実施計画」に基づき、平成 23 年度末で北条小学校と統合され、跡地活用の必要性が生じていた中で、療育センター（現子ども発達支援センター）の老朽化に伴う移転建替え先として、北条西小学校跡地が有力候補地として浮上し、平成 24 年 10 月、市立子ども発達支援センター、学齢障害児通所施設、地域交流施設、老人福祉施設及び運動場・体育館を活用したスポーツ施設で構成される複合施設として改修整備を行う計画が政策決定された。

この決定を踏まえ、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて作成した実施設計図書に基づいて、跡地活用計画を推進するため、平成 26 年度において建築工事を進めるものである。

# 起案用紙







(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
2601020450422					永. (10) 5. 3. 1

起案	平成 26年 9月 29日	文書番号	大東 第 号
決裁	平成 年 月 日	発信者名	市長
施行 (発送)	平成 年 月 日	あて先	事後審査型制限付一般競争入札資格審査会委員長

件名

大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会への付議について (伺い)

市長	副市長		決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
			主文 任書 
部長 総括次長	契約 課長	上席主査	起案者 大久保 知明 (内線 2241)  
  			
(合議) 部長	課長	上席主査	

標記について、下記工事に係る施工業者の決定に際し、大東市事後審査型制限付

一般競争入札制度に関する要綱(平成9年要綱第9号)第3条および第12条の規

定により、入札に参加する者に必要な資格等について大東市事後審査型制限付一般競

争入札資格審査会の審査に付する必要があるので、別紙のとおり開催について依頼す

るとともに、下記のとおり審査に付してよろしいか。

大 東 市

1. 審査対象工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 審査事項 入札参加資格について

5

10

15

20

平成26年9月29日

大東市事後審査型制限付  
一般競争入札資格審査会

委員長 西辻 勝弘 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

事後審査型制限付一般競争入札資格審査会の審査について (依頼)

標記の件で、下記工事について大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱(平成9年要綱第9号)第4条により入札参加資格等について、審査会で定めていただく必要がありますので、審査会の開催をお願いいたします。

記

◇ 審査事項 : 入札参加資格について

◇ 審査対象工事名 : 北条西小学校跡地活用建築工事

# 起案用紙



(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	01	0204	50	422	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成 26年 10月 3日	文書番号	大東 第 号
決裁	平成 年 月 日	発信者名	事後審査型制限付一般競争入札資格審査委員長
施行 (発送)	平成 年 月 日	あて先	市長

件名

大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査の審査結果について (伺い)

市長	副市長 		決裁区分 ・市長・副市長  ・部長・課長・上席主査
総務 部長 総括次長	契約課長	上席主査	起案者 道岡 幸絵 (内線 2242)
(合議) 部長	課長	上席主査	

標記について、平成26年9月29日付で依頼のありました、下記工事に係る

入札参加資格について、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する

要綱 (平成9年要綱第9号) の規定により別紙のとおり審議しました結果を

別添案のとおり通知してよろしいか。

記

大 東 市

1. 工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 審査結果 大東市事後審査型制限付一般競争入札実施要領案のとおりと  
する。

5

10

15

20





平成26年10月3日

大東市長 東坂 浩一 様

大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会  
委員長 西辻 勝弘

事後審査型制限付一般競争入札資格審査会の審査結果について（通知）

標記のことについて、平成26年9月29日付で依頼のありました下記工事の事後審査型制限付一般競争入札の参加資格について審査いたしました結果、次のとおりといたしましたので、会議録要旨を添付のうえ通知いたします。

記

◇審査案件

北条西小学校跡地活用建築工事

◇審査結果

事後審査型制限付一般競争入札実施要領案のとおりとする。

起案用紙



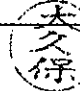




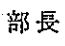
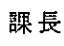

(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	010	204	50	405	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成26年 10月 3日	文書番号	大東 公告第 6 号
決裁	平成26年 10月 6日	発信者名	
施行 (発送)	平成26年 10月 8日	あて先	

件名

建設工事にかかる一般競争入札の実施について (伺い)

市長 	副市長 	決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査	主文 主文書 
総務 部長 次長  	契約 課長 	上席主査 	起案者 筒井 亮次 (内線 2245)
(合議) 部長 	課長 	上席主査	

標記の件について、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

(平成9年要綱第9号)に基づき、下記のとおり実施してよろしいか。

また、契約規則第4条の規定により制限付一般競争入札について別紙のとおり

公告してよろしいか。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 公 告 日 平成26年10月 8日(水)

3. 申請書類の配付 平成26年10月 8日(水)～平成26年10月20日(月)

4. 申請書類の受付 平成26年10月22日(水)～平成26年11月 6日(木)

5. 資格審査 平成26年11月 7日(金)

6. 入札参加確認通知書等の送付 平成26年11月10日(月)

7. 入 札 日 平成26年11月14日(金) 午前11:00

8. そ の 他 入札に参加する者に必要な資格等細部の事項については、

別紙大東市特定建設工事共同企業体入札実施要領(大東市事

後審査型制限付一般競争入札資格審査会です承済)による。

大東市公告第 号

建築工事に係る制限付一般競争入札について

大東市契約規則第4条の規定に基づき、建築工事に係る制限付一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年10月3日

大東市長 東坂 浩一

## 大東市特定建設工事共同企業体入札実施要領

本案件については共同企業体（JV）による入札であり、単体での入札は認めない。

### 1. 競争入札に付すべき事項

(1) 工事名称

北条西小学校跡地活用建築工事

(2) 工事場所

大東市 北条1丁目 地内

(3) 工事概要

- ・本館棟改修工事 一式
- ・体育館棟改修工事 一式
- ・外構整備工事 一式
- ・解体撤去工事 一式
- ・エレベーター工事 一式

(4) 工 期

契約日の翌日から平成27年11月30日まで。

- (5) 予 定 価 格 ￥922,320,000- (税込金額) ￥854,000,000- (税抜金額)  
 最低制限価格 ￥692,524,080- (税込金額) ￥641,226,000- (税抜金額)

### 2. 入札に参加する構成員に必要な要件

本入札に参加できる共同企業体の構成員は、本市における入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足し、3. の手続きにおいて市長の確認を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 大東市における平成26年度の入札参加資格を工事項目「建築一式工事」で登録し、次の基準を満たすこと。
  - ① 登録の住所（本店）が大東市内の者  
 （最上位等級）
    - ・経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が 700点以上であること。
 （第二位等級）
    - ・経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が 650点以上であること。
  - ② 登録の住所（支店又は営業所）が大東市内の者  
 （最上位等級）
    - ・経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が 800点以上であること。

(第二位等級)

- ・ 経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が 750 点以上であること。

③ 登録の住所が大東市外の者

(最上位等級)

- ・ 経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が1100 点以上であること。

(第二位等級)

- ・ 経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が1000 点以上であること。

④ 建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。

- (3) 大東市建設工事等における指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けていないこと。
- (5) 建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書(会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てを行った者で資格の再決定を受けた者については、手続き開始決定後のもの)を受けている者。
- (6) 建築一式工事に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (7) 最上位等級者について、過去10年間に建築工事で国または地方公共団体の元請けとしての施工実績があること。
- (8) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから3年以上の経営実績があること。
- (8) 1の(3)の工事概要及び(4)の工期を遵守できるものであること。
- (9) その他必要な事項は、大東市契約規則等関係要綱等によること。

### 3. 入札に参加する者(共同企業体)の組合せ等

この工事に係る入札に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記2に示す条件及び次に掲げる条件をすべて満たし、かつ市による当該対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 共同企業体は、工事業者による自主結成とし、2者の組み合わせとする。
- (2) 共同企業体構成員の組み合わせは、最上位等級または第二位等級の構成員に必ず登録の住所(本店)が大東市内の者を含むこととする。
- (3) 組合せは、最上位等級に属する者のみまたは最上位等級および第二位等級に属する者の組合せとしなければならない。
- (4) 共同企業体代表構成員及び代表構成員以外の構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることは認めない。
- (5) 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大の者でなければならない。
- (6) 共同企業体構成員の出資比率の最小出資比率は、2者の場合30パーセント以上とする。
- (7) その他必要な事項は、大東市契約規則等関係要綱等によること。

### 4. 入札参加申請等

- (1) 共同企業体を結成して、入札参加を希望する者は、「特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書」(様式1・ダウンロード可)に、次の書類を添付して申請し、市の審査・確認を受けなければならない。  
ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式2・ダウンロード可)の写し

イ 施工実績調書（様式3・ダウンロード可）

ウ 誓約書（様式4・ダウンロード可）

(2) 提出部数 各1部

なお、書類の提出は持参するものとし、郵送またはファックスによる申請は受け付けない。

(3) 申請書類の配布・受付

① 配布期間

平成26年10月8日(水) から 配布

午前9時から午後5時30分まで。

(土曜日、日曜日並びに祝日を除く)

② 受付期間

平成26年10月22日(水) から 平成26年11月6日(木)までの

午前9時から午後5時30分まで。

(土曜日、日曜日並びに祝日を除く)

③ 配布・受付場所

大東市谷川一丁目1番1号 大東市 総務部 契約課

(4) 設計図書等有料販売 【設計図書費 金 円(税込)】

① 予約期間 平成26年10月8日(水)から平成26年10月20日(月)までの

午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日並びに祝日を除く)

② 受取日 申込日の翌々日(時間および曜日については予約と同様)

(5) その他

① 資料の作成にかかる費用は申請者の負担とする。

② 申請書類は返却しない。

③ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、大東市建設工事等における指名停止に関する要綱に基づき指名停止措置を行う場合がある。

④ 仮契約締結後、市議会の議決までの間に共同企業体の代表者または構成員が、当該工事の入札資格を満たさなくなった場合又は指名停止もしくは指名除外を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 4. 設計図書の購入

(1) 設計図書等の購入は、公告日から設計図書申込締切日(入札実施要領で確認のこと)までとし、購入方法は本市指定店への「設計図書等購入申込書」(ダウンロード可)によりファックスで事前予約による販売とする。

設計図書等の購入の際「領収書」を必ず受け取っておくこと。

予約したにもかかわらず、設計図書を購入していないことが明らかになったときは、「不誠実な行為」として指名停止措置の対象となる場合がある。

また、設計図書等の購入後、「不参加」「非指名・無効」又は「中止」になっても、設計図書代金等の返還は認められない。

[本市指定店]

○ 株式会社 寝屋川支店

電話 072-822-0712

FAX 072-821-5233

大阪府寝屋川市高宮栄町11番10号

#### 5. 入札参加確認通知

入札参加資格確認は、落札候補者に対して事後審査で行うものとする。

入札参加を認める申請者には、確認通知書等(入札書・価格内訳書・入札心得等)を

送付する。(11月10日頃郵送予定)

**6. 現場説明会**

実施しない。

**7. 設計内容についての質問日**

平成26年10月29日(水)午前中までとする。

ただし、質問についてはファックス(番号072-870-9263)とし、電話での受付はできない。質問に対する回答は、ファックスにて個別に原則翌日回答する。

また、入札参加確認通知と共に、まとめた質疑回答を送付する。

**8. 契約条項を示す場所**

大東市総務部契約課

**9. 入札に参加することができない者**

- (1) 入札参加申請時において、本市指名停止要綱に基づく指名停止もしくは指名保留中の者。
- (2) 本市内に支店(営業所を含む)登録をした者については、登録時以降2年を経過していない者(2.(2)③の基準を満たす者を除く)。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札に参加させることが適当でないとする者。

**10. 入札執行の日時及び場所等**

(1) 日時

平成26年11月14日(金) 午前11時00分

(2) 場所

大東市谷川一丁目1番1号 大東市役所 厚生棟B会議室

(3) その他

- ① 入札の執行にあたっては、確認通知書を持参すること。
- ② (1)の時刻に遅れた者は、本入札に参加することができない。

**11. 入札時の提出書類**

(1) 入札時に入札書と価格内訳書を提出すること。

(価格内訳書については指定様式・ダウンロード可)

(2) 代理人の場合は、委任状を提出すること。

**12. 入札保証金**

免除とする。

**13. 落札候補者の決定等**

(1) 入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、後日、書類提出を求め入札参加資格を確認後に落札者を決定する。

(最低制限価格制度実施)

(2) 審査の結果、落札者が決定した場合、落札者および入札参加者に通知し入札結果をホーム



ページおよび情報コーナーで公表する。

#### 14. 支払条件

前金払・中間前金払・竣工払  
契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う

#### 15. 入札の無効

次の場合のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行なった者がした入札並びに本市競争入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 入札参加資格のある旨確認されたものであっても確認後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者のした入札。

#### 16. 契約保証金

落札者は契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次の場合は契約保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に大東市を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

#### 17. その他

入札参加者は、競争入札心得を熟読し遵守すること。

#### 18. 問合わせ先

大東市谷川一丁目1番1号

大東市 総務部 契約課

TEL 072-872-2181 (内線2241)

ファクシ 072-870-0417

起案用紙





(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	010	204	50	405	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成26年11月7日	文書番号	大東契第26085号
決裁	平成26年11月7日	発信者名	大東市長
施行 (発送)	平成26年11月10日	あて先	入札参加申請者

件名

事後審査型制限付一般競争に係る参加申請者の審査等について(伺い)

市長	副市長		決裁区分 ・市長・副市長 ・ <b>部長</b> ・課長・上席主査
総務部長 総括次長	課長	上席主査	主文書 <b>交付</b>
 			起案者 筒井 亮次 (内線 2245)
(合議) 部長	課長	上席主査	

標記について、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱(平成9年

要綱第9号)第5条の規定により、入札参加申請者の参加について決定し、その結果

を通知してよろしいか。

記

1. 工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 入札参加者 別紙参加申請者のとおり

3. 通知文書 別紙通知書案のとおり

5

10

15

20

事後審査型制限付一般競争入札参加申請者名簿  
 〈特定建設工事共同企業体〉

工事名	北条西小学校跡地活用建築工事		
予定価格(税込)	¥922,320,000-	告示日	平成26年10月8日
参加資格	「建築一式工事」で業者登録・特定建設業許可	締切日	平成26年11月6日
	最上位(市内700点・準市800点・市外1100点以上) 第二(市内650点・準市750点・市外1000点以上)	入札日	平成26年11月14日
	[施工実績] 最上位等級 過去10年間で元請実績	工期	平成27年11月30日

番号	登録番号	共同企業体名	構成員【代表者】	総合評定値	等級	市内・市外	
			構成員				
1	01401	大勝・新田特定建設工事共同企業体	大勝建設(株)【代表者】	1,071点	第二	市外	15547
			(株)新田工務店	737点	最上位	市内	15233
2	01402	野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体	野村建設工業(株)【代表者】	1156点	最上位	市外	13742
			(株)三住建設	838点	最上位	市内	10624
3	01403	岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体	岡本建設(株)【代表者】	722点	最上位	市内	16984
			(株)中塚工務所	836点	最上位	準市	10592
4	01404	冨田・オオヨド特定建設工事共同企業体	冨田建設(株)【代表者】	929点	最上位	市内	1247
			(株)オオヨドコーポレーション	1067点	最上位	市内	10192
5		以下余白					
6							
7							
8							

様式第2号（第5条関係）

大東契第 364号  
平成26年11月/〇日

大勝・新田特定建設工事共同企業体様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

事後審査型制限付一般競争入札参加申請確認通知書

下記工事に係る大東市事後審査型制限付一般競争入札（特定建設工事共同企業体）参加申請を受理したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 入 札 日 時 平成26年11月14日（金） 午前11時00分
3. 入 札 場 所 大東市役所 厚生棟2階B会議室
4. 入札参加資格 事後審査による

(注) この確認通知書は、入札の際に持参してください。また開札後に落札者とするための入札参加資格を保障するものではありません。

様式第2号（第5条関係）

大東契 第364号  
平成26年11月10日

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体 様

大東市長 東坂 浩一  
(公 印 省 略)

事後審査型制限付一般競争入札参加申請確認通知書

下記工事に係る大東市事後審査型制限付一般競争入札参加申請を受理したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 入 札 日 時 平成26年11月14日（金） 午前11時00分
3. 入 札 場 所 大東市役所 厚生棟2階B会議室
4. 入札参加資格 事後審査による

(注) この確認通知書は、入札の際に持参してください。また開札後に落札者とするための入札参加資格を保障するものではありません。

様式第2号(第5条関係)

大東契 第 364号  
平成26年11月10日

岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体 様

大東市長 東坂 浩一  
(公 印 省 略)

事後審査型制限付一般競争入札参加申請確認通知書

下記工事に係る大東市事後審査型制限付一般競争入札参加申請を受理したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 入 札 日 時 平成26年11月14日(金) 午前11時00分
3. 入 札 場 所 大東市役所 厚生棟2階B会議室
4. 入札参加資格 事後審査による。

(注) この確認通知書は、入札の際に持参してください。また開札後に落札者とするための入札参加資格を保障するものではありません。

様式第2号(第5条関係)

大東契 第 364号  
平成26年11月10日

富田・オオヨド特定建設工事共同企業体 様

大東市長 東坂 浩一  
(公 印 省 略)

事後審査型制限付一般競争入札参加申請確認通知書

下記工事に係る大東市事後審査型制限付一般競争入札参加申請を受理したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 入 札 日 時 平成26年11月14日(金) 午前11時00分
3. 入 札 場 所 大東市役所 厚生棟2階B会議室
4. 入札参加資格 事後審査による

(注) この確認通知書は、入札の際に持参してください。また開札後に落札者とするための入札参加資格を保障するものではありません。



# 起案用紙




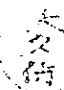


(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	01	0204	50	405	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成26年11月17日	文書番号	大東契第26085号
決裁	平成26年11月17日	発信者名	大東市長
施行 (発送)	平成 年 月 日	あて先	入札参加業者

件名

事後審査型制限付一般競争入札の落札候補者の入札参加資格審査について(伺い)

市長	副市長		決裁区分 ・市長・副市長 ・  課長・上席主査
総務部長 総括次長 	課長 	主幹 上席主査 	主文 起案者 筒井 亮次 (内線 2245)  
(合議) 部長	課長	上席主査	

標記について、大東市事後審査型制限付一般競争入札に関する要綱(平成9年要綱第

9号)第10条および第11条の規定により落札候補者の審査を行い、審査結果を

通知してよろしいか。

記

1. 工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 審査事項 落札候補者の入札参加資格の審査 (提出書類別添)

3. 通知文書 別紙 (様式第4号) 落札決定通知書のとおり

4. 通知先 別紙参加業者名簿のとおり

5

10

15

20

事後審査型制限付一般競争入札参加者名簿  
 〈特定建設工事共同企業体〉

工事名	北条西小学校跡地活用建築工事		
予定価格(税込)	¥922,320,000-	入札日	平成26年11月14日
落札金額(税込)	¥816,312,600-		

番号	登録番号	共同企業体名	住所【代表者】	備考
1	01401	大勝・新田特定建設工事共同企業体 (大勝建設株式会社)	〒544-0032 大阪府大阪市生野区中川西1丁目8番4号	
2	01402	野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体 (野村建設工業株式会社)	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号	落札
3	01403	岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体 (岡本建設株式会社)	〒574-0062 大阪府大東市水野2丁目8番8号	
4	01404	冨田・才才ヨド特定建設工事共同企業体 (冨田建設株式会社)	〒574-0042 大阪府大東市大野1丁目4番4号	事前辞退
5		以下余白		
6				
7				
8				

様式第4号（第11条関係）

大東契第373号

平成26年11月18日

1/8 郵送ス  
普通

大勝・新田特定建設工事共同企業体様

大東市長 東坂 浩一

（公印省略）

事後審査型制限付一般競争入札落札決定通知書

平成26年11月14日に実施した下記工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の落札者とするための入札参加資格確認を行った結果、下記のとおり落札者を決定したので通知します。

記

1. 工事名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 決定落札者名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体
3. 請負金額 ¥816,312,600-（税込）

大東契第 号

平成26年 月 日

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体 様

大東市長 東坂 浩一

（公印省略）

事後審査型制限付一般競争入札落札決定通知書

平成26年11月14日に実施した下記工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の落札者とするための入札参加資格確認を行った結果、下記のとおり落札者を決定したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 決定落札者名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体
3. 請 負 金 額 ￥816,312,600－（税込）

様式第4号（第11条関係）

大東 契 第 号

平成26年 月 日

岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体 様

大東市長 東坂 浩一

（公 印 省 略）

事後審査型制限付一般競争入札落札決定通知書

平成26年11月14日に実施した下記工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の落札者とするための入札参加資格確認を行った結果、下記のとおり落札者を決定したので通知します。

記

1. 工 事 名 北条西小学校跡地活用建築工事
2. 決定落札者名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体
3. 請 負 金 額 ￥816,312,600－（税込）

# 起案用紙





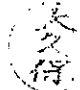



(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	01	0204	50	405	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成26年11月18日	文書番号	大東契第26085号
決裁	平成26年11月19日	発信者名	大東市長
施行 (発送)	平成26年11月20日	あて先	野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

件名

工事請負仮契約の締結について (伺い)

市長 	副市長 		決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
総務部長 総括次長 	課長 	上席主査 	主文 起案者 筒井 亮次 (内線 2245)  
(合議) 部長	課長	上席主査	

工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

上記工事について、制限付き一般競争入札を執行した結果、下記業者に落札したので、

別紙契約書案により工事請負仮契約を締結してよろしいか。

記

1. 入札記録 別紙入札記録のとおり

2. 請負代金額 ¥816,312,600-(消費税及び地方消費税含む)

3. 請負業者名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

4. 契約保証金  履行保証保険

履行ボンド

前払金保証事業会社の保証

( )

10

15

20



別記様式（第4条関係）

入札および契約結果一覧表

工事名	北条西小学校跡地活用建築工事		26085
種別	建築一式工事	施行年度	平成26年度
工事場所	大東市 北条1丁目 地内		事後審査型制限付一般競争入札
工事期間	議決後効力発生通知に記載する着工年月日～平成27年11月30日		担当課
入札日	平成26年11月14日 11時00分		福祉・子ども部 保 育課
工事内容		契約の相手先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館棟改修工事 一式</li> <li>・体育館棟改修工事 一式</li> <li>・外構整備工事 一式</li> <li>・解体撤去工事 一式</li> <li>・エレベーター工事 一式</li> </ul>		商号(名称)	
		野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体	
		住所	
		大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	
		契約金額(税込)	
		816,312,600円	
		落札率	88.5
予定価格	854,000,000円(税抜)		契約日
最低制限価格	641,226,000円(税抜)		仮契約日
		平成26年11月20日	
入札状況			
業者の名称		入札金額(税抜)	業者の名称
大勝・新田特定建設工事共同企業体		789,000,000円	
野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体		落札 755,845,000円	
岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体		788,000,000円	
富田・オオヨド特定建設工事共同企業体		辞退	
※当該金額8%に相当する額を加算した金額が、法律上の入札金額である。			
指名または随意契約理由			
第1回 変更契約	概要		
	変更後工期等		
	変更後契約額		
	変更契約日		
第2回 変更契約	概要		
	変更後工期等		
	変更後契約額		
	変更契約日		
第3回 変更契約	概要		
	変更後工期等		
	変更後契約額		
	変更契約日		

# 建設工事請負契約書

印 紙

1. 工事名	北条西小学校跡地活用建築工事
2. 工事場所	大東市 北条1丁目 地内
3. 工事期間	自 議決後効力発生通知に記載する着工年月日 至 平成27年11月30日
4. 請負金額	¥ 816,312,600 - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥60,467,600- )
5. 契約保証金	金 81,631,260 円 担保 <input checked="" type="checkbox"/> 前払金保証事業会社の保証 ( ) ・ 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) ・ 履行保証保険 ・ 随意契約の免除に該当
6. 支払条件	前払金 326,500,000 円以内 部分払 一回、および竣工払。
7. 解体工事に要する費用等	当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、 (1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。 尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記の工事について、発注者 大東市（以下「発注者」という。）と、

受注者 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年11月20日

発注者 住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号  
大阪府大東市

氏名 代表者 大東市長 東坂 浩一

印

受注者 住所 大阪府大阪府中央区高麗橋二丁目1番2号  
名称 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体  
代表者 野村建設工業 株式会社  
代表取締役 山本 隆紹

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を順守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この約款の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律51号）に定めるものとする。
  - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める

#### 金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は請負代金の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確

認を含む。)

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。)ただし、当該工事が同条第3項に規定するものである場合にあつては専任の主任技術者又は監理技術者とし、当該工事が同条第4項に該当する場合にあつては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由

を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当

該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書のと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する経費は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。



- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。た

だし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日) から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更をすることができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。こ

の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計

額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引き渡し)

第31条 受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同

時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前払金)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者

は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及

び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引き渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引き渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

26年度 0円

27年度 816,312,600円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

26年度 0円

27年度 816,312,600円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（326,500,000円以内）

を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまでの当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - \\ &(\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \\ &\text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)



第 44 条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合には 1 年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合は 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、工事目的物の引き渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第 45 条 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第 45 条の 2 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対す

る命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

五 この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45条）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債権（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金

の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第 49 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が協同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第 48 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若し

くは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後請負代金額）の10分の1に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第

96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(補則)

第55条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

第56条 この契約書は、仮契約であつて大東市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとする。

起案用紙






(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	01	0204	50	405	永(10) 5.3.1

起案	平成26年12月19日	文書番号	大東契第26085号
決裁	平成26年12月19日	発信者名	市長名
施行 (発送)	平成26年12月22日	あて先	野村建設工業・三井建設工事共同企業体

件名

北条西小学校跡地活用建築工事請負契約の効力発生通知について (伺い)

市長	副市長	決裁区分	・市長・副市長 ・ <b>部長</b> ・課長・上席主査
総務部長 総括次長	契約課長	主文 任書	
 		起案者 筒井 亮次 (内線 2245)	
(合議) 部長	課長	上席主査	

標記について、平成26年12月大東市議会定例会において、12月19日議会の議

決を得たので、別紙案により請負契約の効力が発生した旨の通知をしてよろしいか。

記

1. 通知先

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

野村建設工業株式会社 代表取締役 山本 隆紹

2. 通知文書

別紙案のとおり

5

10

15

20



大東契第26085号  
平成26年12月22日

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体  
野村建設工業株式会社 代表取締役 山本 隆紹 様

大東市長 東坂 浩一

北条西小学校跡地活用建築工事請負契約の効力発生について (通知)

平成26年11月20日付けで仮契約締結の標記工事については、下記のとおり大東市議会の議決を得ましたので本契約としての効力が発生したことを通知します。

記

1. 議決年月日 平成26年12月19日
2. 本契約日 平成26年12月25日
3. 着工年月日 平成26年12月26日





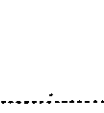





起案用紙  
(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
27	01	1504			永. (10) 5. 3. 1

起案	平成 27 年 10 月 13 日	文書番号	大東 第 号
決裁	平成 27 年 11 月 6 日	発信者名	
施行 (発送)	平成 27 年 11 月 6 日	あて先	

件名

北条西小学校跡地活用建築工事に係る工期延長について (伺い)

市長 	副市長 	決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
福祉・子ども部長 	子ども室長 	課長 
(合議) 部長 街づくり部 	次長 	建築課 課長 
		上席主査 
		上席主査 
		起案者 井本 壮士 (内線 3351)

標記について、下記の理由により工期延長してよろしいか。

記

1. 工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

2. 工事場所 大東市北条1丁目地内

(裏面に続く)

3. 工事期間 自 平成26年12月26日 ~ 至 平成27年11月30日

4. 変更工期 自 平成26年12月26日 ~ 至 平成28年1月29日

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

5. 請負業者 野村建設工業株式会社 代表取締役 山本 隆紹

6. 契約金額 ¥816,312,600円 ※ (金額の変更なし)

7. 変更理由 本工事の着手に関して周辺自治会等との調整に相当の時間を要したため

5

10

15

20

起案用紙







(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
27	01	0204	50	405	永. ⑩ 5.3.1

起案	平成 27 年 11 月 24 日	文書番号	大東 契 第 26085 号
決裁	平成 27 年 11 月 27 日	発信者名	大東市長
施行 (発送)	平成 27 年 11 月 27 日	あて先	野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

件名

変更  
工事請負契約の締結について(伺い)

市長 	副市長 	決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査	主文 任書
総務 部長 総括次長  	契約 課長 	上席主査	起案者 出崎 昌樹 (内線 2244)
(合議) 部長	課長	上席主査	

工事名 北条西小学校跡地活用建築工事

上記工事について、福祉・子ども部子ども室より変更契約締結の依頼があったので、

別添契約書案により工事請負の変更契約を締結してよろしいか。

1. 変更内容 原契約期間を平成 26 年 12 月 26 日から平成 28 年 1 月 29 日

までに変更する。

2. 変更理由 別添のとおり

3. 請負業者名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同体

5

10

15

20

3. 工事期間 自 平成26年12月26日 ~ 至 平成27年11月30日

4. 変更工期 自 平成26年12月26日 ~ 至 平成28年1月29日

野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体

5. 請負業者 野村建設工業株式会社 代表取締役 山本 隆紹

6. 契約金額 ¥816,312,600円 ※ (金額の変更なし)

7. 変更理由 本工事の着手に関して周辺自治会等との調整に相当の時間を要したため

5

10

15

20

印  
紙

## 変 更 契 約 書

平成26年12月25日づけ契約締結の  
北条西小学校跡地活用建築工事  
の原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1、請負代金額の変更  
【変更なし】

2、工事内容の変更  
【変更なし】

3、工期の変更

原契約工期を 平成26年12月26日 から 平成28年1月29日までに変更する。

上記契約変更締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を  
原契約書とともに保有する。

平成27年11月27日

発注者	住所	大阪府大東市谷川1丁目1番1号 大阪府大東市	
	氏名	代表者 大東市長 東坂 浩一	印
受注者	住所	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	
	名称	野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体	
	代表者	野村建設工業 株式会社 代表取締役 山本 隆紹	印

審査  
27.1.27  
受付

審査  
27.1.26  
受付

(歳出)

支 払 入 力 済



# 支出命令書 (工事)前金工事

単件 伝票番号 0011729 - 001

年度	26	会計	01 一般会計	所属	150400 保育課			
主管	部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	係員	会計管理者	室長
	[Seals]						室長補佐	上席主査
合議								

予算区分	0 現年度予算	起票日	27年 1月 22日
款	03 民生費	支出命令日	27年 1月 23日
項	04 児童福祉費	予算配当額	507,481,000円
目	01 児童福祉総務費	負担行為済額	472,616,000円
細目	054 北条西小学校跡地活用事業	配当残額	34,865,000円
細々目	01 北条西小学校跡地活用事業		
節	15 工事請負費		
細節	02 新設改良工事請負費 (国)		
細々節			

予算  
27.1.27  
入力済

金額 ￥ 3 2 6 5 0 0 0 0 0

控除額合計 円  
差引支給額 326,500,000円

件名等	摘要	北条西小跡地活用建築工事 (前金払) (FD払)	
	工事場所	大東市北条1丁目地内	
債権者	住所	大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	支払予定日 27年 2月 3日
	氏名	野村建設工業・ 三住建設特定建設工事共同企業体 野村建設工業(株) 代表取締役 山本 隆紹	支払方法 その他
	請求番号		
	金融機関名	[Redacted]	
	預金種別	[Redacted]	口座番号 [Redacted]
	口座名義人	[Redacted]	

上記の金額を領収しました。  
27年 2月 3日 大東市会計管理者 様

小切手番号 2569

住所 氏名 領収書は総合振込につき別綴保管 印

収入印紙





審査  
27.11.-6 (歳出)  
受付



支出命令書 (工事) 前金工事 単件

伝票番号 0013533 - 001

年度	27	会計	01 一般会計	所属	150400 子ども室				
主管	部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	係員	会計管理者	室長	
合議							室長補佐	上席主査	係員

予算区分	0 現年度予算	起票日	27年11月5日
款	03 民生費	支出命令日	27年11月5日
項	04 児童福祉費	予算配当額	762,211,000円
目	01 児童福祉総務費	負担行為済額	489,812,600円
細目	054 北条西小学校跡地活用事業	配当残額	272,398,400円
細々目	01 北条西小学校跡地活用事業		
節	15 工事請負費		
細節	02 新設改良工事請負費 (国)		

金額 ￥ 1 6 3 2 0 0 0 0 0

控除額合計 円  
差引支給額 163,200,000円



件名等 摘要 北条西小学校跡地活用事業建築工事 中間前払金 (F0払) 入力済  
工事場所 大東市北条1丁目地内

債権者 住所 541-0043 大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号  
支払予定日 27年11月13日  
氏名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体  
支払方法 その他  
野村建設工業(株)代表取締役 山本隆紹  
請求番号

金融機関名 預金種別 口座番号 口座名義人

上記の金額を領収しました。  
27年11月13日 大東市会計管理者 様

小切手番号 3462

住所 氏名 保管 印 収入印紙



審査 28.3.-4  
 審査 28.3.-3  
 受付 (歳出)  
 受付



# 支出命令書 (工事) 通常

単件 伝票番号 0013533 - 002

年度	27	会計	01 一般会計	所属	150400 子ども室			
主管	部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	係員	会計管理者	室長
	合議						室長補佐	上席主査

予算区分	0 現年度予算	起票日	28年3月2日
款	03 民生費	支出命令日	28年3月3日
項	04 児童福祉費	予算配当額	762,211,000円
目	01 児童福祉総務費	負担行為済額	653,119,840円
細目	054 北条西小学校跡地活用事業	配当残額	109,091,160円
細々目	01 北条西小学校跡地活用事業		
節	15 工事請負費		
細節	02 新設改良工事請負費 (国)		
細々節			

金額 ￥ 3 2 6 6 1 2 6 0 0

控除額合計 円  
 差引支給額 326,612,600円

件名等 概要 北条西小学校跡地活用事業建築工事 (竣工払) ※FD払  
 工事場所 大東市北条1丁目地内

債権者 住所 541-0043 大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号  
 氏名 野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体  
 野村建設工業(株) 代表取締役 山本隆紹  
 請求番号  
 金融機関名  
 預金種別  
 口座名義人

支払予定日 28年3月22日  
 支払方法 その他

小切手番号 3626

上記の金額を領収しました。  
 28.3.22 大東市会計管理者 様

住所 領収書は総合振込につき別綴保管印  
 氏名

収入印紙

予算 28.3.-4 入力済

